

財務省告示第二百三十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十五年度の初日から平成十六年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十六年四月三十日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十五年度の初日から平成十六年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	トン
三	四トン
四	四、三トン
五	一、四六二トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
七二九トン	七九七トン	一五、二八七トン	一一、四七五トン	四一、一三六トン	一三 トン	七三四、 三八トン	一、三九三、 六八八トン	五、六六九、 七 トン	九四、四三八トン	一、八一八トン	八、八一四トン	三八、三六七トン	トン	トン	二六トン

二九	一、九八トン
二八	二二トン
二七	一八、九九七トン
二六	五、一二一トン
二五	トン
二四	二・二二トン
二三	七、七八一トン
二三	二五九トン
二二	四六、八七九トン